平成　　年　　月　　日

保護者　様

吉岡町立吉岡中学校

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　　　校長　飯塚　久雄

学校感染症による出席停止通知書　兼　治癒証明書

　お子さんは学校感染症に罹患している（疑いも含む）場合は、学校保健安全法により治癒するまで出席停止となります。感染予防のため、欠席扱いになりません。病気が治りましたら、下記の治癒証明書を主治医に記入していただき、学校へ提出してください。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 該当 | 学校において予防すべき感染症の種類 | 出席停止期間の基準 |
|  | インフルエンザ※特定鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く | 発症した後５日を経過し、かつ、解熱した後２日を経過するまで |
|  | 百日咳 | 特有の咳が消失するまで又は、５日間の適正な抗生物質製剤による治療が終了するまで |
|  | 麻しん（はしか） | 解熱した後３日を経過するまで |
|  | 流行性耳下腺炎（おたふくかぜ） | 耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫れが発現した後５日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで |
|  | 風しん | 発しんが消失するまで |
|  | 水痘（みずぼうそう） | すべての発しんがかさぶたになるまで |
|  | 咽頭結膜熱（プール熱） | 主要症状が消退した後２日を経過するまで |
|  | 結核 | 医師が感染のおそれがないと認めるまで |
|  | 髄膜炎菌性髄膜炎 | 医師が感染のおそれがないと認めるまで |
|  | 流行性角結膜炎 | 医師が感染のおそれがないと認めるまで |
|  | その他（　　　　　　　　　　　　　 ） |  |

※上記の出席停止期間は、病状により医師が感染のおそれがないと認めたときは、この限りではありません。

主治医　様　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　吉岡町立吉岡中学校

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　校長　飯塚　久雄

　学校保健安全法により、学校感染症に罹患している（疑いも含む）場合は、出席停止の措置をとることとなっています。

　ご多忙の中おそれいりますが、児童生徒が登校可能となりましたら、疾患名、出席停止期間の証明をお願い申し上げます。

**治 癒 証 明 書**

　　吉岡町立吉岡中学校　　　　　　年　　　組　　　　氏名

上記の者は、**学校感染症（ 　　　　　　　　　　　　　　　）**が治癒したことを証明します。

 **※ 出席停止期間（　　月　　日 ～　 月　　日まで ）**

　　平成　　年　　月　　日　　　　 医療機関名

　　　　　　　　　　　　　　　　　 住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　 電話

　　　　　　　　　　　　　　　　　 医師名　　　　　 　　　　　　　　　　　　㊞